

現代の子どもと道德教育の課題

塩 見 能 和

(平成18年12月6日受理 最終原稿平成19年1月9日受理)

戦後のわが国の道德教育は、教育勅語に基づく戦前の修身教育の否定から始まった。それが昭和22年制定の現教育基本法であり社会科の新設であった。しかし、戦後の混乱期の子どもたちの道德的価値観を育むには、社会科の中の単元だけではきわめて無力であった。そこで、昭和33年、学習指導要領が法的性格を得たのに合わせて、道德の時間を新設してその効果に期待した。そして約10年ごとの改訂時に、子どもの実態に合わせて改良を加えてきた。しかし、国際化情報化などの急激な社会の変化の中で学校における道德教育はその限界すら感じる状況にある。

学習指導要領の道德の目標と子どもたちの実態との乖離が年々大きくなっている感がある中で、長年学校現場にいた者としては憂えを禁じえない。今、いじめ自殺を契機にして、子どもたちの実態に社会の関心が集まっている。本論では、「不登校」「いじめ」「暴力行為」「生活習慣」等、最近の調査統計をもとに子どもの実態に迫った。さらに、「児童虐待」「困った親たち」等、家庭や保護者の問題にも言及しながら子どもの置かれている状況を明らかにした。その上で、学校で行われている道德教育の現状や最近の政府の施策を踏まえて、校長のリーダーシップの在り方、家庭や地域社会を取り込んだ道德教育、第4の領域による道德教育等、今後の道德教育の課題について述べた。

キーワード： 道德教育 子どもの実態 いじめ自殺 児童虐待 教育再生会議

はじめに

道德とはなにか。多くの教育学辞典には、道德教育の概念規定はされているが、道德そのものの定義はほとんどない。道德とは、「一定の社会においてその社会の成員の、社会に対する、成員相互に対する行為を規制する、その社会で一般に承認されている規範の総体」(岩波小事典『哲学』)と規定されている。その他、「ある社会で、人びとがそれによって善悪、正邪を判断し、正しく行為し秩序を保つための規範の総体」(『辞林21』)「社会生活の秩序を存続させるために、個人が守るべき規範の総体」(『学研国語大辞典』)などの定義があるが、筆者は、人間としての生きかたの支柱であると考え、生きかたの拠りどころを何におくかは人によって異なるものであり、ある人にとっては人権であり、哲学であり、また、宗教であり、そしてその一つが道德といえる。

筆者が考える「道德」観念は、人間としての生き方の根本原理であり、これを考えるために注目すべき答申が出された。平成14年2月、中央教育審議会「新しい時代における教養教育の

塩見能和

在り方」の答申である。同答申は、「教養とは、個人が社会とかかわり、経験を積み、体系的な知識や知恵を獲得する過程で身に付ける、ものの見方、考え方、価値観の総体である」¹⁾と述べ、個人の生涯を、幼児期から12～3歳までの「人格的基礎の形成期」、14～5歳から社会に出る「青年期」、それ以上を「成人期」と3段階に分け、各時期に教養教育を充実させるための方策を提案している。

新しい時代に求める「教養」として提示されたものは、知識だけでなく、社会的規範意識や倫理性、豊かな感性、美意識、主体的に行動する力、困難を乗り越える力、精神力、他人の立場に立って考える想像力と、修養的教養である礼儀・作法である。このように、筆者の「道徳」観と教養は密接に関連している。

道徳は元来、ある状況に対する主体的対応の様式、考え方として生まれたものである。その意味で哲学とも深い関係をもつものであるが、哲学と比してより現実的な思考行動様式ととらえることができる。問題が起これば、人間は道徳に基づいて行動しようとしてきたが、道徳は法律と異なり、外的な規制力を伴うことが少ない。いわば、個人の内面の価値観、生き方に依存する部分が多いだけに、それを内面に根づかせることは難しい。その道徳も時代の変遷により不易な思考行動様式だけでは対応しきれない問題が生起してきている。

本論では、さまざまな調査統計から現在の子どもたちや保護者の実態と道徳、生き方との関わりを明らかにしながら、現在、学校教育で行われている道徳教育の現状と課題、さらに、その解決へ向けての方策を模索したい。

1 現代の学校・社会と子どもの実態

学校や子育て・教育をめぐる問題が続出しており、近年、大きな社会問題になっている。

昭和60年の臨時教育審議会「教育改革に関する第1次答申」以来、21世紀の教育改革構想がさまざまな角度から論議されてきた。

それらが、教育改革国民会議答申（平成12年12月）へと受け継がれ、文科省「人間力戦略ビジョン 新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成 画一から自立と創造へ」（平成14年8月）そして、中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年10月）に至っている。それぞれが学校教育のあり方を論じているが、学校現場を通じてみた子どもの実態を報告しよう。

最近では、中央教育審議会教育課程部会審議経過報告（平成18年2月）が、「子どもの心と体の状況」のなかで、子どもの学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動、規範意識や体力の低下など、教育をめぐる社会状況には深刻なものと指摘している。また、国際比較調査でも、自尊感情や自分に自信がある子どもが少なく、学習や職業に対して無気力な子どもが増えていることが明らかになった。人間関係をつくる力が充分でないとの指摘もある。以下、各種調査統計を中心に項目別に問題をもっている子どもの実態にせまってみる。

不登校

平成17年度までの文部科学省の不登校児童生徒数調査（30日以上欠席者）[図 - 1]によると、平成13年度をピークに微減の状態にあったが、中学生の割合は逆に4年ぶりに増加した。今年5月1日現在で不登校の小中学生は12万2255人、このうち小学生が2万2709人（前年度比2.6%減）、中学生が9万9546人（同0.5%減）。全小中学生に占める割合（出現率）は1.13%で前年度より0.01ポイント低下した。しかし、中学生は2.75%で、前年度より0.02ポイント上昇した。36人に一人が不登校という計算になる。小学生は前年度と同じ0.32%だった。小学生は317人に一人の割合である。

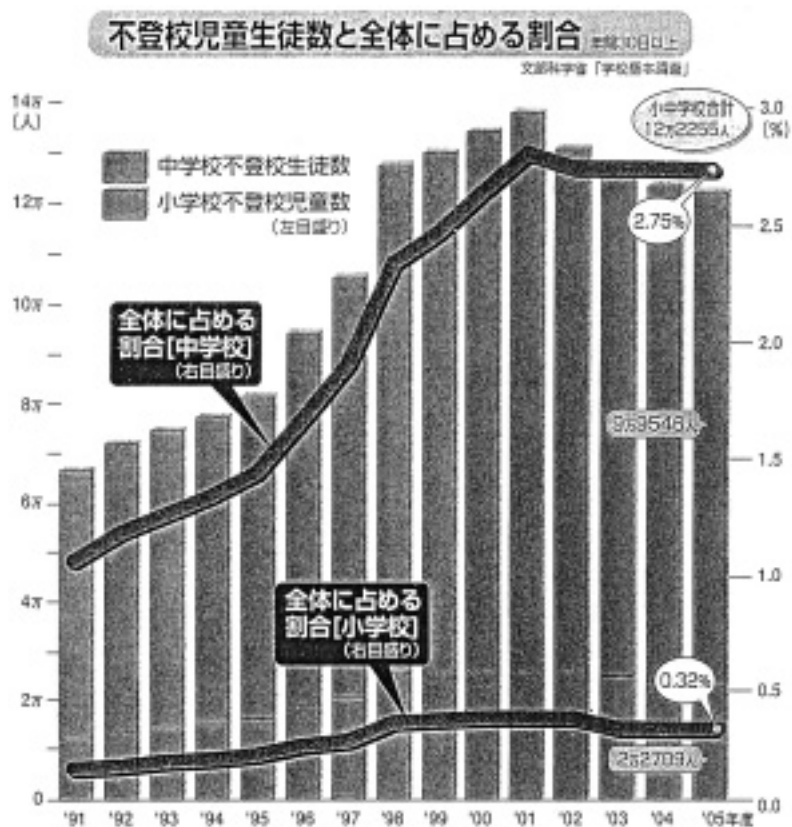


図1 不登校児童生徒数と全体に占める割合

不登校になったきっかけは「友人関係」が20.6%で最も多く、以下「親子関係」、「学業不振」、「病気欠席」などである。不登校が継続している原因では、不安や身体の不調で登校できない「情緒的混乱」が31.2%で最も多く、「無気力」が22.4%だった。

不登校を含む長期欠席者は、小学生が5万9052人、中学生が12万8562人である。不登校の割合は、小学生は4割だが中学生は8割近くを占めている（平成18年度 文科省学校基本調査速

塩見能和

報)。

不登校数の減少には、全体の児童生徒数が減り続けているという要因もある。小学校の児童数は718万7千人(同1万人減)、中学校の生徒数は360万2千人(同2万5千人減)で、いずれも過去最低となった。小学生は25年連続、中学生は20年連続の減少だった。この数値を見ると、不登校児童生徒数の「減少傾向」の実態をさらに分析する必要がある。

学校現場から見ると、統計調査に現れない「潜在的な不登校傾向」が相変わらず存在していることが問題であり、それらを含めた学校と地域・家庭との関係を見直していく必要がある。子どもにとって学校は気持ちが安らぐ場でなければならないが、「友人関係」「学業不振」など、多くの内面的な悩みを抱え込みながら子どもが通学していることも事実である。

いじめ

文部科学省は、いじめを「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」²⁾と規定している。

公立の小中学校のいじめの発生件数は、平成16年度の調査[図-2文部科学省調査]によると、小学校5551件、中学校1万3915件とここ数十年減り続けている。いじめの問題に対する対応については、いずれの校種においても、「職員会議を通して共通理解を図った」、「学校全体として児童・生徒活動や学級活動などにおいて指導した」、「教育相談体制を整備した」等が多い。

いじめが原因であるかどうかは非常に難しい問題ではあるが、小・中・高等学校の自殺者は平成16年度では125人であった[前年度137人]。以下の事件を受けて、警察庁も自殺原因に

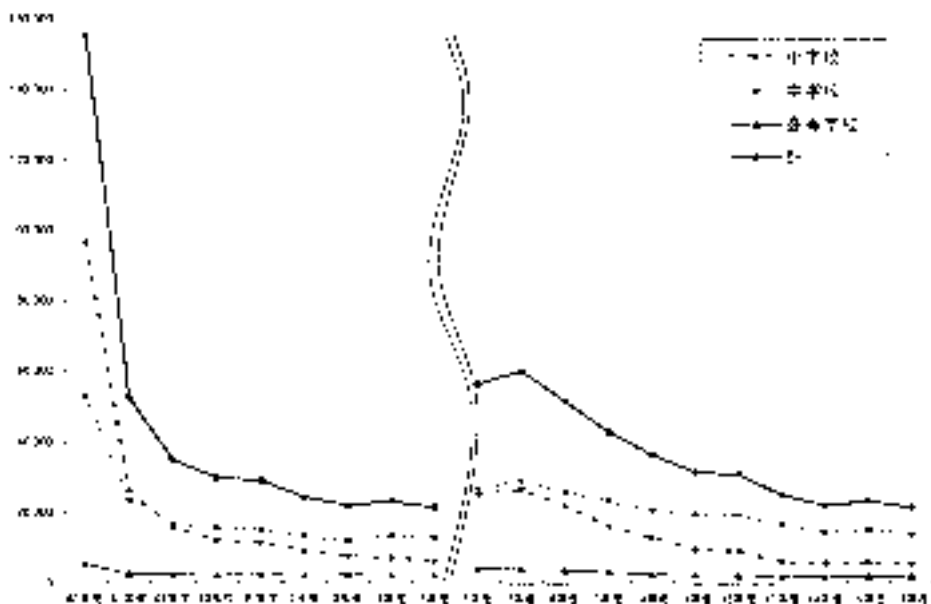


図2 いじめの発生件数の推移

現代の子どもと道徳教育の課題

「いじめ」を加えることを表明した。

昨年9月、北海道滝川市の市立小学校で6年生(当時)の女兒が教室で首をつって自殺する事件があった。そして、いじめを示唆する内容の遺書を同級生らあてに書き残していたことが、一年経った平成18年10月2日に分かった。「私のことがきらいでしたか。きもちわるかったですか?私は、みんなに冷たくされているような気がしました」「なぜか私の周りにだけ人がいないんです。6年生になって差べつされるようになりました。わたしはほとんどの人が信じられなくなりました」とつぶられている。読むだけで、その孤独感は察するに余りある。事件当時、学校側はいじめは認められなかったとしていたが、滝川市教育委員会は10月5日になっていじめがあったと判断し、遺族に謝罪した。いじめによる自殺と認められるまで1年かかったということになる。

この事件については、新聞報道以外に事実を把握することはできないが、学校現場等ではいじめがいじめとして容易に断定しにくい要素がある。その要素の大きな一つとして筆者は、年々強まる行過ぎた人権意識にあるととらえている。近年特にいわれる個人情報の保護も加わって、加害者側の加害事実を特定できにくい現状にある。加害者側の人権を尊重する余り、もっとも護られなければならない被害者の人権が無視されるのである。

いじめの加害者は、一般的に複数でありその行為の程度も様々である。また、いじめの実行行為者よりも、それをそそのかす中心人物の存在の方が問題である。現代の「いじめ」の特徴ともいえるべき、いじめをそそのかす者とそれを傍観する者の存在である。彼らは、いじめ行為そのものをしていないので、その者がいじめに関わっていることを明らかにすることは至難である。彼らの規範意識の中では、いじめを「していない」ことになっている。その問題指摘をしようとすると、いわゆる人権問題が隘路となる。少しでも事実ではないことを追求することがあれば、保護者の激しい抗議にあい、それこそ人権侵害だとして大きな問題となるのである。学校は警察のような捜査権もなく、あくまでも教育活動の中で進めなければならないので非常に困難であるといわなければならない。

滝川市のいじめ自殺が問題になっているさ中、福岡県筑前町の中学2年男子生徒のいじめによる自殺事件が起きた。この事件は教師による言動が引き金になった可能性が報道されている。確かにこういった思い上がりの強い教師も未だに存在することも否定できない。これは学校全体でいじめに関する発見・指導・改善マニュアルを作成し、チェック体制を確立するべきである。同時に、教職員間の日常的なコミュニケーションが不可欠である。

これらの事件を受けて、文部科学省はマニュアル作成にのりだしたようである。遅きに失した感があるが、迅速に対処しなければならない。すでに大阪府教育委員会は平成18年3月に「いじめ防止指針」を策定し、いじめ未然防止策、早期発見のための体制づくり、いじめられた子どもの心のケア、いじめに関わった子どもへの指導が盛り込まれている。

しかし、誤解を恐れずに言うならば、こういった事件が起これ大きく報道されることで、現在の学校がおかれている状況や、子どもや親の実態には触れずに一方的に学校や教育委員会が矢面に立たされるとい状況は、必死になって取り組もうとしている多くの学校や教師をます

塩見能和

まず萎縮させる結果になることを危惧するものである。

暴力行為

平成16年度までの調査 [図 - 3 文部科学省調査] によると、公立の小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は、学校内において30,022件 [前年度31,278件] (小学校1,890件 [同1,600件] 中学校23,110件 [同24,463件] 高等学校5,022件, [同5,215件]) となっていて全体としては減少気味であるが、小学校高学年では逆に増加の傾向にある。平成18年9月に文部科学省は17年度の調査結果を発表した。それによると、公立小学校の児童が起こした校内暴力は2,018件で、3年連続で過去最多を更新した。特に対教師暴力が前年度比38.1%増の464件と伸びており、特定の子どもが繰り返し問題を起こす傾向が強いとされている。教師から言動を注意されたことに逆上したり、友達同士のトラブルの仲裁に当たった教師に殴りかかったり、児童間でも些細な口論から殴る蹴るの暴力行為に至るケースが多い。今年9月、岡山市の市立小学校の教室内で、6年生の男子児童が同級生のわき腹を刃物で刺した。2学期の係り活動をめぐる口論がきっかけだった。

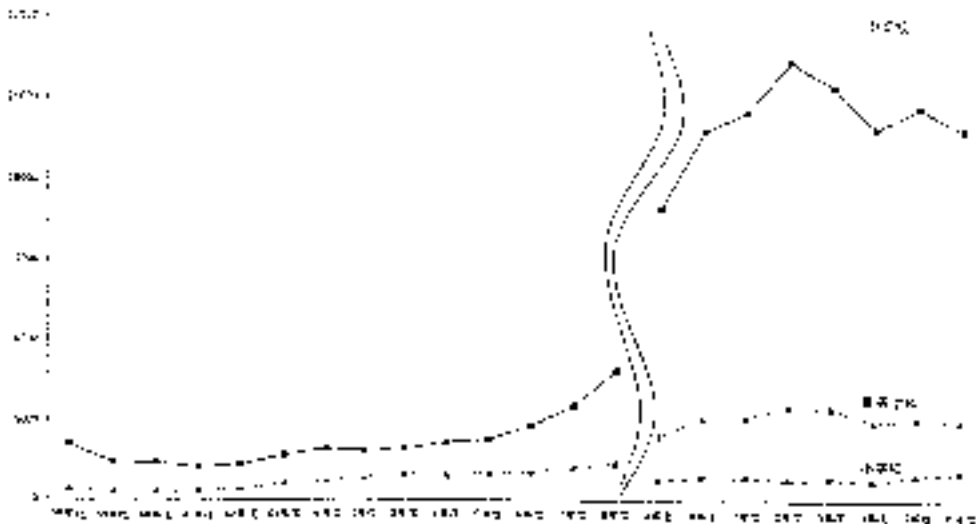


図3 学校内における暴力行為発生件数の推移

筆者の17年度まで勤務した小学校においても去年1年間で2回、対教師暴力が起きた。いずれも同じ6年生の男子児童であるが。女性の担任が児童の勝手な行為を注意したり、担任が些細な誤解をしたりしたときにいきなり殴りかかってきたのである。教師に暴力を振るうこと自体に興奮し、手がつけられない状態になる。他の児童の連絡で男性の教師や管理職がその都度収めた。一人にして話をすると落ち着くのだが、またいつやるか分からないと本人は言う。自分の感情を自己抑制する力が未形成なのである。当然、保護者に連絡して直接話をするのであるが、これがまた大変で親への対応の方がずっとエネルギーがいる。

現代の子どもと道徳教育の課題

暴力行為というのは、いわゆるキレるという現象である。このことの原因として、精神病理学者の野田正彰は、80年代以降、幼いときから子どもたちは他者との摩擦を恐れ、対人関係を表層的な付き合いを保ち、明るさや清潔さを装ってきたことにあると指摘している。今何をしている、あの店へ行こう、あの話知っている、あれ好き？といった情報の軽い交換、好き嫌いの感覚のみを保とうとしてきた。こうしていれば同調感は得られるがお互いの内面の感情や考え方の違いも深まらず小ざれいな関係だけになってしまう。摩擦を避けて生きているので、不快に感じるがあってもそれを素直に表現する方法も知らず、機会もないのである。こうして我慢に我慢を重ねていると思いついていけばいつかキレるしかないのである。野田は、キレたときは、別の人格になって何をやってもかまわない、その後、何もなかったかのように元の自分に戻ればよいということである、と述べている。加えて、同調共振、不快忍耐、キレるは悪循環を保ち出口がないとも述べている³⁾。

生活習慣

学校現場においてはここ数年、朝の一時間目から遅刻をする、登校してもまったく無気力で目の焦点も合わずボーとしていているというような子が目立つ。学習の準備も整わず身体を学校まで運ぶのがやっとという状態である。もちろん朝食もとっていない。十数年前までもこのような状態の子どもはいるにはいたが、クラスに一人いるかいないかであった。しかし現在はクラスの4分の1以上の子どもがそういう傾向にあるといっても過言ではない。その背景に、保護者の学校や育児に対する意識の変化、両親の離婚・別居数の増加、保護者の仕事の忙しさや生活スタイルの変化など、現代社会の急激な変化とその「縮図」を垣間見ることができる。

朝食と学力の相関関係については、国立教育政策研究所（東京）が平成15年度に行った調査でも、朝食を「毎日食べる」小学校5年生は、「全く食べない」か「ほとんど食べない」子どもより、国語・算数のテストで平均1割以上得点が高い傾向を示した。東京都教育委員会が今年1月に実施した同様な調査（中学生）でも国語・数学・英語の教科だけを見ても[図-4]のような相関関係が認められる。現場的感覚からいっても明らかに朝食をきちんととらない子は、授業に集中できない、忘れ物が多い、いつも不機嫌というような傾向にある。

小泉前首相は、食育の重要性を指摘する中で、2010年度までに全国の全ての児童生徒が朝ごはんを食べるようにしたいと述べている。このことについて一部の人は、「じゃあ朝ごはんをしっかりと食べれば全て解決するのか、それでは朝ごはん給食を実施すればいいじゃないか」という論を述べている。これはそういうことではなく、「朝食をとらない」ことは他の基本的な生活習慣の乱れと重なることが多く、多くの生活習慣の課題の象徴として表されているだけのことである。最近、蔭山英男が提言した「早寝、早起き、朝ご飯」を文科省が運動として提唱しているのは、子どもの生活リズムを整えることの意味である。

社団法人日本教育会が平成15年に行った調査の中で、「テレビやビデオを1日何時間見ているか」では、1日3時間以上が小学校5年生で62.7%、中学2年生で74.3%、高校2年生では少し減って48.0%となっている。中でも中学2年生は1日4時間以上見ていると答えたのがほ

塩見能和

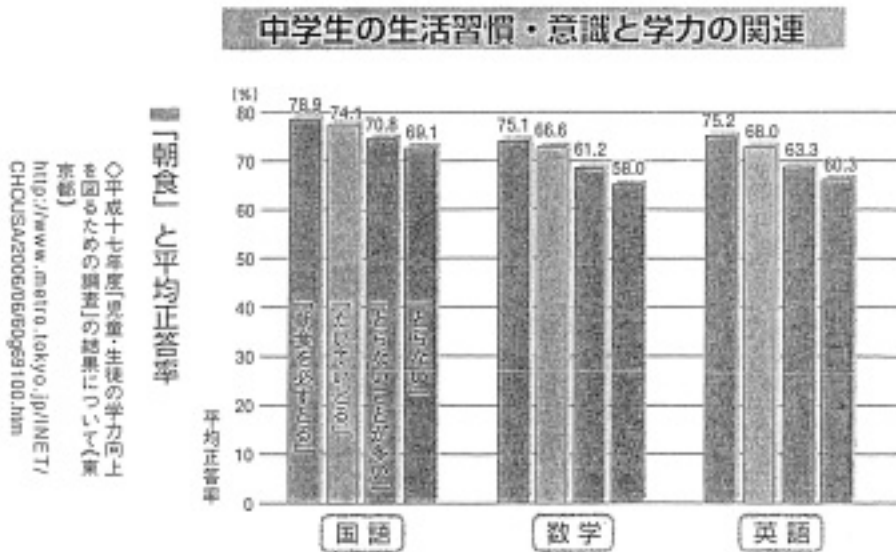


図4 中学生の生活習慣・意識と学力の関連

とんど40%であった。また「就寝時刻」の問いには11時以後に寝ると答えた小学5年生は41.6%、中学2年生では12時以後に寝ると答えたのが49.0%で、高校生に至っては12時ごろが57.8%、午前1時以降が25.6%もある⁴⁾。

いずれにしても朝食をはじめとして、各家庭で基本的な生活習慣をつけるようにすればいいわけであるが、それがスムーズにいかないところに難しさがある。学校が「子どもに朝食を食べさせて」とお願いをすることはできるが、それを強制したりチェックすることは実際には無理がある。欧米諸国の一部で行われている「朝食給食」の時代が来るのだろうか。

倫理観(規範意識)

月刊紙、『高校生新聞』は今年7月、全国29都道府県の54校を抽出してモラルをめぐる調査を行った。そのうち「やってはいけないと思うことは?」という項目の結果は[図-5]のとおりである。

2 やってはいけないと思うことは? (複数回答可)

	全体	男子	女子
タバコを吸う	80%	77%	84%
路上や電車の床に座り込んで話す	64%	58%	69%
電車の中で携帯電話で話す	54%	53%	54%
友達とお酒を飲む	52%	48%	56%
教室で休み時間に化粧をする	36%	39%	33%

図5 やってはいけないと思うことは?

現代の子どもと道徳教育の課題

「たばこを吸う」では全体の80%が「いけない」と答えた。しかし、「友達と酒を飲む」では52%、「電車の中で携帯電話で話す」でも54%が「いけない」と答えているものの半数ちかくが容認している。この傾向は同じ高校生でも、学年が上がるにつれて大きくなっている。「休み時間に化粧をする」では60%以上が容認している。ひと昔前では、高校生が化粧すること自体問題視されていた時代を考えると隔世の感がある。この化粧の問題は、今や中学生を通り越して小学生までにも広がっている。

高校生の倫理観のよく似た調査で、日本とアメリカと中国の高校生を比較したものがあ
 [図 - 6] これを見ると日本の高校生は麻薬、万引きには罪悪感強いが、お酒を飲む、学校をさぼる、ラフな服装などの項目では、人に迷惑をかけていないと考えているのか、罪悪感がアメリカより低く、中国よりはきわめて低い。

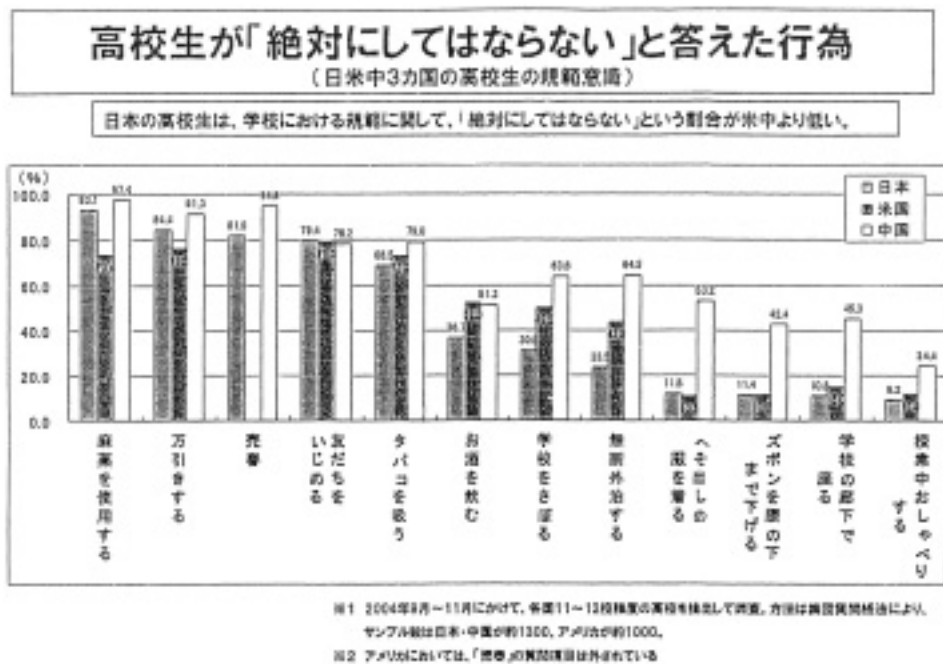


図6 高校生が「絶対にしてはならない」と答えた行為

こうして見てくると、児童生徒の規範意識が問題になるのは、単に問題行動が多いというだけでなく、その問題行動に対して罪悪感を抱いているかどうかということである。学校の道徳の時間にきちっと教えてこなかったことが原因ならばきちっと教えたらいいわけだが、現実はそのような単純ではないところに困難さがある。他人や社会が自分にとって重要な存在であるとの認識が極めて薄いのである。それどころか他者の存在は自分の欲求を満足させる障害でしかないとすら思っているのではないかとと思われるふしがある。コミュニケーション能力不足とよくいわれるが、人と人はつながって生きているという実感がないのである。あまりにも便利に

塩見能和

なりすぎて他の人を必要とする場面が激減し、最も深いはずである家族とのつながりさえも希薄になりがちである。子どもが学校教育と関わる時間は限られており、さらに、彼らの生活規範に影響を及ぼすことができる度合いは低下している。保護者も子どもも「学校の相対化」が進んでおり、社会の文化状況が彼らの規範意識に投影されている。

「学問に王道はない」といわれているが「子育て、教育こそ王道はないのである。便利さに埋没せず、必要な体験や教えは時代が変わっても必要なのである。ただし、その方法は時代によって工夫し変えていかなければならないものもたくさんある。

2 学校から見える問題をもった保護者（親）の実態

児童虐待

児童虐待に関する事件の増加率は、ここ数年驚異的に増えてきている。厚生労働省がまとめた '05年度までの全国の児童相談所が処理した「児童虐待」件数は [図 - 7] のとおりである。これを見ると、'05年度は34,451件で10年前の '95年度の2,722件と比べると実に12倍強に増加している。調査記録がきめ細かくなったことを考慮しても異常な増え方である。平成16年1月に大阪府岸和田市で発覚した中学生虐待事件では、近隣の住民の多くが虐待の状況を察知しながら通報がなかったという教訓から、学校と児童相談所の連携が図られるようになった。同年10月に改正された「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)では、虐待の疑いのある児童を発見した場合、確かな証拠がなくても児童相談所などへ通告することが義務付けられた。これはすぐ後にも改正があり、通告者の名前を公表しなくても通告は有効であることになった。この改正による義務付けは、虐待を発見しやすい立場にある学校関係者に重くのしかかるものである。

同法は「児童虐待」の行為を「1、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。2、児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。3、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。4、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」(第2条)と規定している。学校現場から見ると、言葉の暴力から、育児放棄、肉体的暴力、性的虐待は言うまでもなく、親の学歴志向から子どもの意思を無視した勉学の強制も虐待に当たると考えられる。中でも生命にかかわる育児放棄や肉体的暴力は緊急の問題である。

ハーマンは、児童期に虐待が繰り返されると「この外傷が人格を形成し変形する」「社会に適応するのが恐ろしいほど大変な仕事になる」(『心的外傷と回復』p147 1999)と指摘している。子どもは信頼できない人々のなかで信頼感を、安全が保障されないなかで安全感を保とうとすることの困難を、大人は深く想像しなければならない。

筆者の過去の勤務した小学校の中に、児童の養護施設が校区にある学校があった。その養護施設は創立60年である、ということからも分かるように、はじめは戦災孤児を収容する施設であった。あの懐かしい「とんがり帽子の時計台」の歌と同様の施設であった。それが時代の移り変わりとともに、両親の病死や自殺、交通事故死、離婚や再婚などが子どもを施設に預ける

現代の子どもと道徳教育の課題

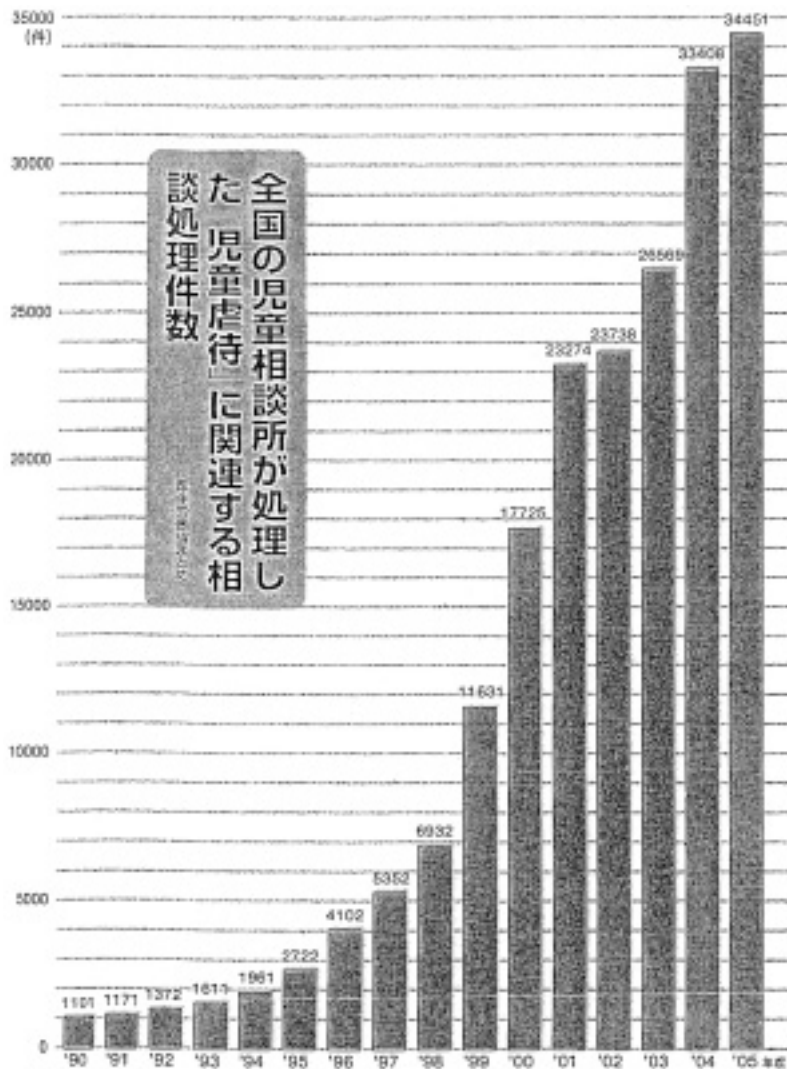


図7 全国の児童相談所が処理した「児童虐待」に関連する相談処理件数

理由となっていた。しかし最近では、圧倒的に虐待によるものが多いのである。平成17年度現在、その施設への入所理由の約50%が虐待によるものである。

筆者が関わったその施設の何人かの児童で忘れられない子がいる。その学校で校長をしていたときのことである。一人は4年生の男子であった。授業中、先生のいうことを聞かずに暴れるということで校長室に連れてこられた。よくあることであるが、こんなときはまず子どもの気持ちを静めて、子どもからの話を聞くことである。「どうして施設へ来たの？」と直截的に聞くのは配慮が足りないので、「施設へ来るまではどうしていたの？」というような聞き方をする。聞けば、2度目の父親からの暴行虐待である。競馬のテレビをみていた父親が、自分の

塩 見 能 和

応援していた馬が負けた瞬間にその子をテレビに向かって投げつけた。その子はテレビの角におでこを激しく打ち10針縫ったのである。また別の日には牛乳瓶を投げつけられて、これも何針か縫っている。それだけではない。その子には1年生の妹がいたが、その妹と一緒に風呂に入っていると父親が入ってきて、その子の見ている前で妹を何度も湯船に沈めた。その子のお話によると、何も悪いことをしていない妹が「ごめんなさい。ごめんなさい」と言ってもにやにやしながら何度も沈めたそうである。「そのとき君はどう思っていたの?」と聞くと、それには答えず、きゅうに大声を出して泣いてしまったことがあった。いわゆる「フラッシュバック」が起こったのだが、そのときの児童の心理的な動揺と深い悲しみや怒りをどれだけ想像できただろうか。

もう一人は5年生の女子である。この子も2度目の父親からの虐待である。5年生になって施設に引き取られ、転入してきた子である。この子も授業になじめないで校長室へ来た。「どうしたの?」と顔を近づけたとたんに唾を顔にかけられた。そのあと、何を言っても「うるさい。ボケ!」と言って白目をむいている。詳しいことは述べられないが、父親からの性的虐待である。「死にたい」と言ったり、教科書やノートをびりびりに破ったりした。ときには一人で非常階段の最上階にたたずんでいることもあった。飛び降りることも考えられるので目を離すことができなかった。父親そのものへの不信、不安と怒りはいうまでもないが、その子にとっては大人への不信感情が心身に表れたと見ることができる。この子は保健の先生が親密に話し相手になり、徐々に元気を取り戻して少しは穏やかになって卒業していった。

その他の勤務校では、繰り返される虐待で親子を離し、子どもを施設に入れた例も3件経験した。そのうちの1件は3年生の女子児童である。実の父親であるが、母親は家を出てしまっている。姉(中2) 兄(小4) 本人の3人兄弟である。父親は仕事はするのだが家事をすべて子どもに任せていた。仕事から帰宅すると、酒を飲んで些細なことで子どもたちを殴った。それが嫌で姉は家に寄り付かなくなり友人の家を泊まり歩くようになった。学校にもほとんど行かなくなった。その後父親の暴力はひどくなり、とくに下の女の子には毎日のように暴力を振るった。ある日、顔半分を蒼く腫れ上がらせて学校へ来た。担任が様子を聞いても、家で転んでセメントのところまでぶつけたと言う。このようなときでも、子どもは事実を隠し、親をかばう傾向にある。不憫でならない。その後、学校側とは会いたがらない父親を、市役所の子ども福祉課と地区の児童相談所と連携して呼び出し、事実を確認した。父親はあくまでもしつけの一環であると主張し、「俺が、虐待してるとでも言うんか!」と一時はこちらの身の危険も感じることもあった。「しかしお父さん、3年生の女の子がしょっちゅう顔を腫らしてるのに学校が黙ってられますか」などと言って根気よく説得にあたり、最終的には、このまま父子の生活を続けるか、子どもを施設に預けるかを子ども自身の気持ちを聞くことになった。父親は自分と生活する方を選ぶと信じていた様子だった。しかし二人の子どもは施設に入る方を選んだ。父親の落胆振りは今でも忘れられない。この時父親は初めて、子どもに自分は何をしてきたのか分かったようだ。父親は仕事の休みの日に施設へ子どもに会いに行き、外出して楽しく過ごすことも増えたのである。

現代の子どもと道徳教育の課題

子どもを虐待する親とよくよく話をしてみると、親自身も虐待を受けて育った場合が多い。ハーマンも指摘しているように、虐待の連鎖であり、再生産である。しかも拡大再生産の傾向が強い。

子どもの虐待のことで児童相談所と連携をとって感じることが二つある。一つは児童相談所の職員の数が少なすぎるということである。増える一方の虐待に充分対処しきれていない。職員一人当たり50数件（虐待ばかりではないが）を抱えているともいわれている。ほとんどボランティアで夜遅くまで家庭訪問をしている現状にある。それに事故が起きると、児童相談所は何をしていたんだということになって限界を感じてやめる職員も多いと聞く。今一つは暴力的親が多く、対応時に身の危険を感じて二の足を踏むことがある。このことについては最近警察庁が都道府県の福祉部局との情報交換の態勢を強化し、虐待を疑われる家庭への警察官の立ち入りをスムーズにする方針を固めたとされている。大いに活用すべきである。

困った親たち

授業参観の教室で親の私語がとまらない。この現象は10年ほど前からである。さらに授業を受けている子どもと平気で手を振り合ったり、はては子どもとおしゃべりを始める親もいる。教師がやんわり注意をしてもその時だけですぐまたべちゃくちゃしゃべり始める。さすがに携帯電話を教室でする者はまだ見ないが、それでも廊下ならいいと思うのか、教室にまる聞こえの大きな声で携帯電話をする親はいくらでもいる。筆者が授業参観中に各教室を巡回していると、「あ、校長や写真ととこ」と言って携帯電話のカメラを向けられたことがあった。苦笑いするしかなかった。

もっと困った親は、学校に理不尽なことを平気で言うてくる親である。大阪大学の小野田正利教授が『悲鳴をあげる学校』⁵⁾で「いちゃもんをつける親」として述べている。「子どもが熱を出しているが、仕事が休めないので保健室で寝かしておいてほしい」「あの子の親と仲が悪いから絶対に一緒にクラスにしないように」などはまだ小さい方で、「学校で病気をうつされた。どうしてくれるのか」、子供同士けんかをして怪我をさせた方の親に話をすると「けんかをさせた学校が悪い」何か学校でもめごとがあると、「このいきさつを文書で書いて、校長の判をつけて渡してほしい」暴れる子どもを教師がきつく注意をすると、親が校長室へとなりこんできて「その教師を出せ。俺が話をつける」など数え上げたらきりが無い。こういった親の苦情に耐えられず鬱状態になり、休んでしまう教師も多い。これら親の苦情が多いのは、日ごろ学校が家庭から信頼されていない表れであるから、学校の取り組みに反省を加えなければならないというのがセオリーであるが、限界を超えていると言わざるを得ない。こうした親の理不尽な要求に困っている学校や教師に対して、その支援策として、大阪府は市政改革本部と市教委が連携し、自治体ぐるみでバックアップ体制をとる方針を明確にした。全ての自治体がこういった組織を立ち上げることを切望するものである。

最近やっと新聞報道されるようになったが、義務教育だからといって給食費等や諸費用を払わない親も増えている。そういう親に限って遊興や外食ばかりしている傾向にある。お金のこと

塩見能和

を優先するこれらの親は、子どもにとんでもない教育を、身をもってしていることに気づいていない。ほかの事は困っても、子どもの教育にかかるお金だけは何とか工面していた親が多かった時代はどこへ行ってしまったのかと嘆いてばかりいられない。

ここ5年ほどでこのような自分勝手な親が激増している。何とか早く手を打たないと結局は子どもがだめになってしまう。前述の基本的な生活習慣のできていない子どもの親もこのような傾向が強く、自分の遊びや生活の方が先で子どもの教育は後回しになっている。

3 道徳教育の現状

学習指導要領と道徳教育

前述の1と2においては、現在の子どもの実態と保護者・家庭の実態を、様々な調査や筆者の限られた経験から問題点も含めて述べた。それでは、こうした現状の中で行われている道徳教育はどのようになされているのだろうか。

現在の学校における道徳教育は、平成12年度から先行実施された学習指導要領に基づいて行われている。その主旨は、学校週5日制の下、各学校が「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、子どもに豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成を基本的なねらいとしている。その中で、道徳教育の基本方針としては、ア、体験活動等を生かした心に響く道徳教育の実施 イ、家庭や地域の人々の協力による開かれた道徳教育の充実 ウ、未来へ向けて自らが課題に取り組み、共に考える道徳教育の推進等が上げられている。そして、道徳教育の目標は、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする、とされている。道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする⁶⁾、となっている。さらに内容としては、前学習指導要領をレベルアップした形で、1)主として自分自身に関すること 2)主として他の人とのかかわりに関すること 3)主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること 4)主として集団や社会とのかかわりに関すること、に分けて道徳的価値を整理し、低中高の学年や中学生の発達段階を考慮して身につけるべき道徳的価値を示している。そして、どの学年においても学校全体の教育活動における道徳教育を補充、深化、統合するべく道徳の時間を週1時間は確保するよう学校現場に指導している。

さらに、平成14年度には子どもたちに道徳的価値について自ら考える資料として「心のノート」作成し、全国の小中学生に配布した。この「心のノート」は家庭や地域も巻き込む工夫もされており、これを有効に活用するかどうかは学校に委ねられている。

小学校での現状

学習指導要領の主旨を受けた学校現場の道徳教育の実状はどうであろうか。残念ながら一部熱心に取り組んでいる学校は別としても、ほとんどの学校では、道徳教育にことさらに力を入

現代の子どもと道徳教育の課題

れている学校は少ないと考えられる。その理由としてはいくつか考えられるが、第一に、教師の間に未だに戦前の教育勅語に基づく「教化」型の修身教育に対するアレルギーからくる道徳教育の蔑視感があるように思われる。第二に、目前に起こるトラブルやその他の学級の問題の処理に道徳の時間が使われやすい。第三に、学力を確実につけるためには正規の時間だけでは足りず、いきおい道徳の時間が他の教科の補習の時間に使われやすい。第四に、道徳教育は学校教育活動全体で行うという主旨から、結果や効果がすぐに出ない活動として軽視される、等が考えられる。

現在、講義を受け持っている大学生に、小学校時代の道徳の時間はどうだったかと聞いてみると、きちんと道徳の時間の授業がなされていたと答えたのは約半数あったが、「算数や国語の補習」「学級会に使った」「クラス遊びをした」「同和教育だった」というのが圧倒的に多かった。文科省調査でも、小学校では学年が上がっていくにつれて「道徳の時間」への興味・関心が低下しているように、教材や授業方法、教師の力量など検討すべき課題が多いのが現状である。

道徳教育をめぐる政策動向と研修

平成18年2月、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会は、その「審議経過報告書」をまとめた。これは、従来の教育課程行政の歴史からすると、次の教育課程改定・学習指導要領改定のベースになるものであるが、当初の改定作業日程からは遅れている。おそらく、教育基本法改定にかかわる基本理念、「学力低下」問題への対応、前回の教育内容削減への手直し、小学校における「英語」教育の導入、教育の地方分権化提言、教育再生会議の新設など、政治状況を含む変化を見極めるのに時間を要しているのであろう。

「報告書」では、現行学習指導要領下の学校教育の状況と検討課題を、ア、子どもの学力と学習状況、イ、子どもと心と体の状況、ウ、社会の各分野からの要請、エ、学校教育に対する国民の意識の4つに分けて示している。その中のイ、子どもの心と体の状況では「子どもの学ぶ意欲や生活習慣の未確立、後を絶たない問題行動、規範意識や体力の低下など、教育をめぐる社会状況には深刻なものがある」とし、前述したような調査に基づく、朝食の問題や就寝時刻、テレビ・ビデオ・ゲームに費やす時間等、生活習慣の乱れを明らかにした上で、「自分に自信がある子どもが国際的に見て少なく、学習や職業に対して無気力な子どもが増えている。また、人間関係をつくる力が十分でないとの指摘がある」と述べている。

さらにそれらの課題に対する具体策を示しているが、その中で特に道徳教育に関連するものには、

「健全な自尊感情や人間関係を築く力を高める」「幼児教育の段階から集団活動を通して身近な人々と豊かな触れ合いを体験する」「弱いものいじめをしないなど他者を思いやる気持ちを持ったり、他者に感謝したり、協力したりする態度や実践が重要」「感情を適切な方法で表現する力など人間関係を形成する力」「学校と家庭との連携を密にして“早寝早起き朝ごはん”など正しい生活リズムを持たせるなど、基本的な生活習慣を確立する」「社会生活を送る上で

塩 見 能 和

人間として持つべき最低限の規範意識を青少年期に確実に身に付けさせる」「発達段階に応じて道徳の時間の取り組みと体験活動(特別活動等)とをより関連付けた指導などの充実が重要」などがあげられている。

これらを概観すると、豊かな人間関係とそれを支える規範意識の育成ということになるのではないだろうか。そのための学校現場の取り組みとして、発達段階や実態に合わせて道徳教育を充実させるとともに、児童生徒間だけの人間関係ではなく特別活動とも関連付けて、奉仕活動や職業体験などを実践し、保護者や地域社会の人々との直接的な触れ合いの機会をつくることを示唆している。様々な人々と直接触れ合うことの少ない今日、意図的にその機会をつくることによって真の人間関係や規範意識が自然に身に付くことが期待されるのである。

また、文部科学省は、平成18年6月に、道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修、すなわち、各都道府市町村教育委員会の指導主事及び教頭の代表を集めてこれからの道徳教育の在り方についての「中央指導者研修」を実施した。これは、参加する指導主事や教頭にあらかじめ道徳教育の今日的課題についてレポートを作成させ、それをもとにして文部科学省の教育課程教科調査官の指導を加えた研修が行われたものである。

その内容は、

- ・道徳の時間の実践的指導力を高める指導方法
- ・道徳の時間の確保とその運用
- ・評価を指導に生かす道徳の学習指導の在り方
- ・心のノートの活用方法
- ・道徳的实践力を高める特別活動の在り方

などであり、それぞれ具体的な方策が示され、また参加者相互に意見交換がなされた。

このような研修は、学校現場の実質的な指導者である各市町村教委指導主事や教頭が、学習指導要領の理念を再認識するとともにその具体策を身に付けることによって自信を持って指導できるという点において大いに評価できる。

教育基本法の改正と教育再生会議

平成18年9月に成立した安倍内閣は最重要課題として教育問題をあげている。その施策に先ず教育基本法の改正がある。教育基本法は、戦後のわが国の教育の基本を確立するために、昭和22年に制定されたもので、教育の理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定められおり、学校教育法や社会教育法などすべての教育法規の根本法となるものである。他の法律とは違って前文を付し、国が教育に取り組む並々ならぬ姿勢を示している。その意味で準憲法的性格を有するものである。その重要な法律を改正しようとするのであるから、教育の今日の状況に対する危機意識が十分感じられる。政府の改正案の主な内容としては、国を愛する心と家庭教育の充実、学校生活の規律の保持の3点にある。国を愛する心はともかく、家庭教育の充実と学校生活の規律の保持については現行の基本法にはないものである。この二つについては、今までは示されなくても家庭はしつけの機能を果たしていたし、学校における規律も問

現代の子どもと道徳教育の課題

題が起こるにしろ改善される力もあったのである。また、家庭の在り方にまで法律が介入することには反対する考えもある。それを敢えて条文に盛り込むと言うことは、それだけそれぞれの実態を憂慮してのことであろう。

今ひとつは、「教育再生会議」を立ち上げ、それを軸に教育に関わる諸問題の解決に取り組もうとしている。安倍首相は閣議で「すべての子どもに高い学力と規範意識を身に付ける機会を保障するため、内閣に教育再生会議を設置する」と述べた。その中で検討される項目を見ると、全国学力テストや学校評価制度、教員免許の更新制度、教員研修の充実、能力や実績に見合った教員の給与体系など学校や教員を叱咤激励するものばかりである。もとよりどの職業もそれぞれの職能を向上させるために研修は欠かせない。とりわけ教員はその職務の特殊性から、法律的にも義務付けられまた優遇もされているのである。したがって、これだけ教育問題が山積している中で、さらなる研修を重ね努力するのは当然ではあるが、学校現場はいくつかの面で限界を感じている。それが前述の教育基本法改正案の中の家庭教育と学校生活の規律の問題である。この問題についてもこの「教育再生会議」で具体策を検討されることを期待する。喫緊の課題として、いじめによる子どもの自殺が社会問題化していることを受けて、教育再生会議でもこの問題の解決策を議論するようだが、それにしても気がかりなことがある。それはこの会議の構成メンバーの中に京都市の教育長が入っているものの、公立の小中学校現場の代表者がいないということである。筆者はことさら偏った現場第一主義ではないが、実際の現場で努力している者の意見を聞くことは欠かせないはずである。場合によっては子どもたちに直接意見を聞くという姿勢も大切ではないだろうか。

4 今後の課題

校長のリーダーシップ

どの学校でも、道徳教育に関しては学校全体の指導計画を立て、その中で道徳教育の目標と各教科各学年との関連などを明確にした上で、各学年の道徳教育の年間計画を作成して指導を行っている。しかし、現実には教科の指導に追われて道徳教育の重要性を意識することが少ないのではないと思われる。学力低下を叫ばれている現状ではなおさらのことである。ましてや、週1時間の道徳の時間を他の行事に使ったり、教科の補習に使ったりすることがあってはならない。これは教員の道徳教育に対する意識の問題である。とりわけ校長の責任は重大である。校長が、学校教育活動のすべての根底に道徳教育があるという重要性を認識し、計画やその実施、評価の場で指導性を十分発揮しなければならない。

教科等の指導の中で人間関係作りを

学校での教育活動はいうまでもなく各教科等の授業が中心である。一般的に授業では学習目標を決め、その目標を達成するために様々な学習活動を計画する。その学習活動は当然ながら目標を達成するためにより効果的な方法を模索するのである。それは、発問計画であったり、板書計画であったり、作業計画であったりする。今まではその手法で大きな問題はなかったの

塩 見 能 和

であるが、本論で述べた子どもの実態を考えると、様々な問題行動を起こす大きな要因としては、子どもたちの人間関係を築く力の弱さは深刻であるということである。よくいわれるコミュニケーション能力であるが、このコミュニケーション能力は、突き詰めれば、他の人の存在を認めどれだけ他の人を理解するかということに置き換えられる。その能力を養うには実体験に勝るものはない。幼い頃からテレビをはじめ、ゲームやパソコンに慣れ親しみ、生身の人間との触れ合いが極端に少ない環境に置かれている子どもたちにコミュニケーション能力がついていないのはある意味当然である。そう考えると、学校生活は子どもたちにとって、直接人間同士が触れ合う貴重な時間であるといわなければならない。したがって、今後は、授業の計画を立てるとき、その授業でめざす目標達成の過程で必ず子供同士の作業や活動、または意見の交換など、どの授業でも常に子ども相互の人間関係作りを意識した授業をめざすべきであると考えらる。

このようにいわゆる教科等の授業の中で人間関係作りを意識化することは、学校生活のそのほとんどの形体が授業であることを考えると欠かせないことである。その上で、今ひとつ実践、あるいは発展させたいことは、異年齢集団の活動を通しての人間関係作りである。たとえば、小学校では校内清掃を1年生から6年生までのグループをつくり清掃する、特別活動の時間に縦割り班で遊びや奉仕活動をするなどが考えられる。これは、高学年が低学年の世話をするとする低学年のためだけではなく、高学年の子どもが自分たちは役に立っているという自覚が生まれることの方が大きなねらいである。人は常に自己の存在を確認しながら生きていけると言える。自己の存在をもっとも自覚できるのは、自分が人や社会の役に立ったと感じたときである。それは自己肯定感にもつながり、人間関係作りの基盤となるにちがいない。さらに発展させて週1時間の道徳の時間でも異年齢で、一つの道徳的価値の資料をもとに話し合いをするのも効果的であると考えらる。

家庭・地域社会を取り込んだ道徳の時間

道徳教育は子どもの全人格的な問題であり、生き方考え方の問題である。したがって子どもが学校以外すなわち家庭や地域社会で過ごす環境が子どもに及ぼす影響は極めて大きい。家庭や地域社会は子どもの成長にとってよい環境であるべきはずであるが、本論ですでに述べたように現実にはさまざまな課題がある。

本当のプロ教師はいかに社会的環境が悪くても、学校教育によって子どもを変容させ、それによって社会をも変容させるというような自負があるとすれば、それは単なる思い上がりにか過ぎない。今まででも開かれた学校を目指して、学校教育の様々な場面で家庭や地域社会の協力を得てきたが、今後は、週1時間の道徳の時間にこそ家庭や地域社会を巻き込むべきである。週1時間の道徳の時間に、家庭や地域社会のあらゆる年代の者が一つの道徳的価値について討論することは、お互いに意義深い時間となるに違いない。このことについてはすでに文部科学省が小学校学習指導要領解説の道徳編の中で、具体的な連携方法について詳しく示している。そこには「心のノート」を活用した家庭との道徳的価値の共有の方法や、地域社会の家庭

現代の子どもと道徳教育の課題

への子育て支援の方策も例示されている。学校は大いにこれを実践に移し、学校、家庭、地域社会が掛け声だけでなく、実践を通して一つになり、子育てに当たらなくてはならない。

第4の領域による道徳教育

前述の学校、家庭、地域社会以外での子育ての場面を、それらに次ぐ第4の領域ととらえるならば、人間関係を築きにくい現状を考えると新たな取り組みが期待できる。例えば、すでに様々なスポーツや趣味を通じて子どもたちを中心とした活動は盛んに行われている。中には営利目的のものもあるが、純粋に子どもたちの活動を支える関係者のボランティアで成り立っているものも多い。学校はこれまでそういった活動には関与してこなかったが、これらの活動を紹介するなどから始めて連携を持つべきだと考える。

当羽曳野市では本学（国際仏教大学）の学生たち（主に教育系）が「わくわくサタデー」というボランティアチームを作り、市内の小学校と提携して土曜日の半日を使って学校で子どもたちと運動場での遊びや図書館での読書、工作、科学遊びなど毎回工夫を凝らした活動を企画して取り組んでいる。子どもたちも毎回多数参加して学生たちと楽しい時間を過ごしている。また、この企画には地域の人々にも呼びかけて参加してもらい、それぞれの得意分野で子どもたちと触れ合ってもらっているのである。今では、市教育委員会からの予算もついているのである。

また、東京都港区赤坂では、「赤坂こども中高生プラザ」と題して、中高生で組織する「何でも委員会」の企画で、旧永川小学校の校舎を使って、小学生と共に様々な活動をしていることが先日テレビで報道されていた。

これら第4の領域での取り組みは、子どもがゲーム等に没頭する時間を減らし、少しでも直接人間関係の在り方を学ぶ機会を増やす意味で、これまでの学校、家庭、地域社会の3領域と連携して進めることができると考える。

註

- 1) 中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育のあり方」(平成14年2月) 同答申では、教養概念を個人の生涯を通じて獲得形成されるものとしているが、これは従来のわが国の明治・大正期に青年の間で論じられた読書中心の「文化的教養」とは大いに異なっている。生涯にわたった、しかも、学問レベルと関係のない概念として提起されているところに特徴がある。
- 2) 平成6年度、文部科学省「いじめ問題調査」のてびきで、何をもちいじめとするかの概念規定として示されている。
- 3) 平成16年6月7日付け毎日新聞「論点」のコラムの中で、佐世保・小6殺害事件を受けて、子どもの人間関係の分析を行った上、子どものいわゆるキレる心理を明らかにしている。
- 4) (社)日本教育会はその時々々の教育課題に対して様々な角度から調査分析を試みている。その一環としてこの調査は行われた。
- 5) 大阪大学小野田正利教授は、その著書「悲鳴を上げる学校」の中で、近年急増している学校に対して

塩 見 能 和

理不尽な要求をしてくる保護者（親）の実態を事実にして丹念に検証しながら、学校現場が置かれている現状を明らかにしている。

6) 平成11年5月文部省（当時）発行の「小学校学習指導要領解説・道徳編」による。